

受注型企画旅行取引条件書

- 受注型企画旅行契約について
「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、西鉄観光バス株式会社(観光庁長官登録旅行業第579号)／福岡市中央区那の津3-8-15／(一社)全国旅行業協会正会員(以下「当社」といいます。)がお客様に依頼により旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送などサービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
- 契約の申込みについて
(1) 当社がお客様に交付した企画の内容に關し契約を申込みうするお客様は当社の所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
(2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
(3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者としての責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
(4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(7) 1)旅行開始日17歳以上の方、 2)身体に障害をお持ちの方、 3)健康を害している方、 4)妊婦中の方、 5)補助犬使用者の方その他の特典配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内これに致します。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために適した特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- 契約締結の拒否について
当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
(1) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが有効であるなど、旅行代金に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
(3) 次に掲げる場合において、当社にご参加をお断りする事があります。
1) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
3) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の行為を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
(4) 当社の業務上の都合があるとき。
4. 契約の成立時期について
(1) 契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
(2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面により有約をもって、申込金の支払いを受けるとなると契約の申込みを受けるとあります。この場合契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
(3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金額の一部に充当します。
(4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、お客様の申し込みを受けて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
5. 契約書面の交付について
(1) 当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
(2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによりします。
6. 確定書面について
(1) 契約書面において、確定された旅行日程または運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関および表示上重要な運送機関の名称に限定して列挙しうて、当該契約書面を交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目)に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
(2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者からの問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速にかつ適切にこれに回答します。
(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところにより特定されます。
7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更について
(1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める日までにお支払いください。
(2) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済状況の変化などにより、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合には旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとします。この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金または取消料を支払うことな契約を解除することができます。適用運賃

- 料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
(3) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合には、企画旅行契約の成立後に当社の間に備すべき事由により当該利用人の変更があったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
8. 契約内容の変更について
(1) お客様が契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ運賃や取消料が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。
9. 旅行契約の解除について(お客様解除権)
(1) お客様が企画料金または取消料を支払った場合
1) お客様は、企画書面記載の企画料金または取消料を支払って契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、運送料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関費取消料等」という。)の金額を、企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、【別表1】に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊・宿 機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送関係取消料等の合計額以内の金額とします。
2) 当社の責任とならない理由、渡航手続きなどの事由によるお取消しの場合も本項(1)の1)に規定する取消料を支払ういただきます。
(2) お客様が企画料金または取消料を支払った場合お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金または取消料を支払うことな契約を解除することができます。
1) 旅行契約内容に以下に例示するよう重要な変更が行われたとき。
a. 旅行開始日または以下に例示する変更
b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行目的地の変更
c. 運送機関の種類または会社名の変更
d. 運送機関の設備または等級のより低いものへの変更
e. 本邦内での旅行開始した空港または旅行終了の空港の異なる便への変更
f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更
g. 宿泊機関の種類または名称の変更
h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
2) 旅行代金が増額されたとき(お客様が契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(4) 当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
5) 当社の責任に備すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
6) お客様は、旅行開始後において、当社お客様の責任に備すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受領することができなくなったときまたは当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金または取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができる部分の取消料を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払戻します。
7) 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、運送料その他の取戻し、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責任に備すべき事由によるものではないとき)に限りします。)を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
10. 旅行契約の解除について(当社解除権)
(1) 旅行開始前
1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。
a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
b. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められるとき。
c. お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
d. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
f. 旅行者が第3項(3)のいずれかに該当することが判明したとき。
2) お客様が第5項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わ

- ないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の運送料を支払わなければならないとします。
(2) 旅行開始後
1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の旅行者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行 又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c. お客様が第3項(3)のいずれかに該当することが判明したとき。
d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。
2) 本項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
11. 当社の責任について
(1) 当社は当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は賠償を賠償します。
(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
(3) 当社は、手荷物において生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行については14日以内通知があったときに限る、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
12. 特別補償について
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により、国内旅行2万円～20万円、入院見舞金として通院日数により、国内旅行1万円～5万円を支払います。携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個または1対1つに1つの補償限度は、10万円です。)として支払います。当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けられない(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体または手荷物の損害については、補償金および見舞金の支払いが行われたい旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。
13. 旅程保証について
旅行日程に【別表2】に掲げる変更が行われた場合、旅行業約款(受注型企画旅行契約第2)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に【別表2】に定める事乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約において支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約においての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
14. お客様の責任について
(1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社または、旅行サービス提供者その他の旨を申し出なければなりません。
15. お買ひ物入れについて
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お土産の選定には完全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品などのお手直しはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびシートの受取りなどは必ず行ってください。
16. 事故などのお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程までお知らせする連絡先にご通知ください。また、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。
17. 個人情報の取扱いについて
当社および当社からパンフレットなどの「販売店欄」に記載する当社の受託旅行者(業者)は、旅行申込みの際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等(主要な運送・宿泊機関等)については当該記載の日程表および別途契約書面に記載した日中にお送りする確定書面に記載されています。の提供するサービスの手配および「フレット」以外のサービスを受領するための手続き(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、並びに旅行先先の土産品店でのお客様の買ひ物の買ひ物の買ひのため必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、

福岡県知事登録 2-122
西鉄観光バス株式会社 福岡市中央区那の津3-8-15
TEL:092-734-1123 FAX:092-734-1124
営業部 旅行取扱管理者 百田重信

- あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。このほか、当社および当社らでは、
1) 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
3) アンケートのお願い
4) 特典サービスの提供
5) 統計資料の作成
に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
18. 旅行保険(任意)加入のお勧め
ご旅行中、病氣やケガをした場合、多額の治療費、移送費などがかかれます。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合も発生します。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。
旅行保険については、当社の担当者へお問い合わせください。
19. その他のご案内
(1) お客様が旅行申込書には参加ご本人のお名前をご記入ください。間違えて記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関などへの訂正連絡が必要となります。最悪の場合、運送・宿泊機関などにより氏名が認められず、旅行契約を解除される場合もあります。この場合、当社は所定の取消料を支払います。
(2) 当社は、いかなる場合であっても旅行の再実施はいたしません。

20. 約款準則について
本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行)に定めるところによります。

【別表1】取消料
国内旅行に係る取消料

区分	取消料
1. 次項以外の受注型企画旅行契約 イ. ロ. かへ、までに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した範囲に限る。) ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日 ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日 ニ. 旅行開始日の前日に解除する場合 ホ. 旅行開始日当日に解除する場合(へ、に掲げる ヘ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	企画料金に相当する金額 旅行代金の 20%以内 旅行代金の 30%以内 旅行代金の 40%以内 旅行代金の 50%以内 旅行代金の100%以内
2. 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

- 備考
1. 取消料の金額は、契約書面に記載します。
2. 本表の適用にあつては「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降を言います。

【別表2】変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる事項	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1) 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.50%	3.00%
2) 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストラン)を含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.00%	2.00%
3) 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る。)	1.00%	2.00%
4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.00%	2.00%
5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了した空港の異なる便への変更	1.00%	2.00%
6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外の間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.00%	2.00%
7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.00%	2.00%

- 注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいします。
注2: 「旅行開始後」とは指定した集合場所「受付」を行なう場合は受付完了後受付が無い場合は最初の運送機関が航空機の場合は、搭乗する空港の「手荷物検査場」での検査を完了したときとします。
注3: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注4: 3))又は4)に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注5: 4))に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注6: 4))又は7))若しくは8))に掲げる変更が(乗継等又は1泊の中で複数場合であっても)1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。